

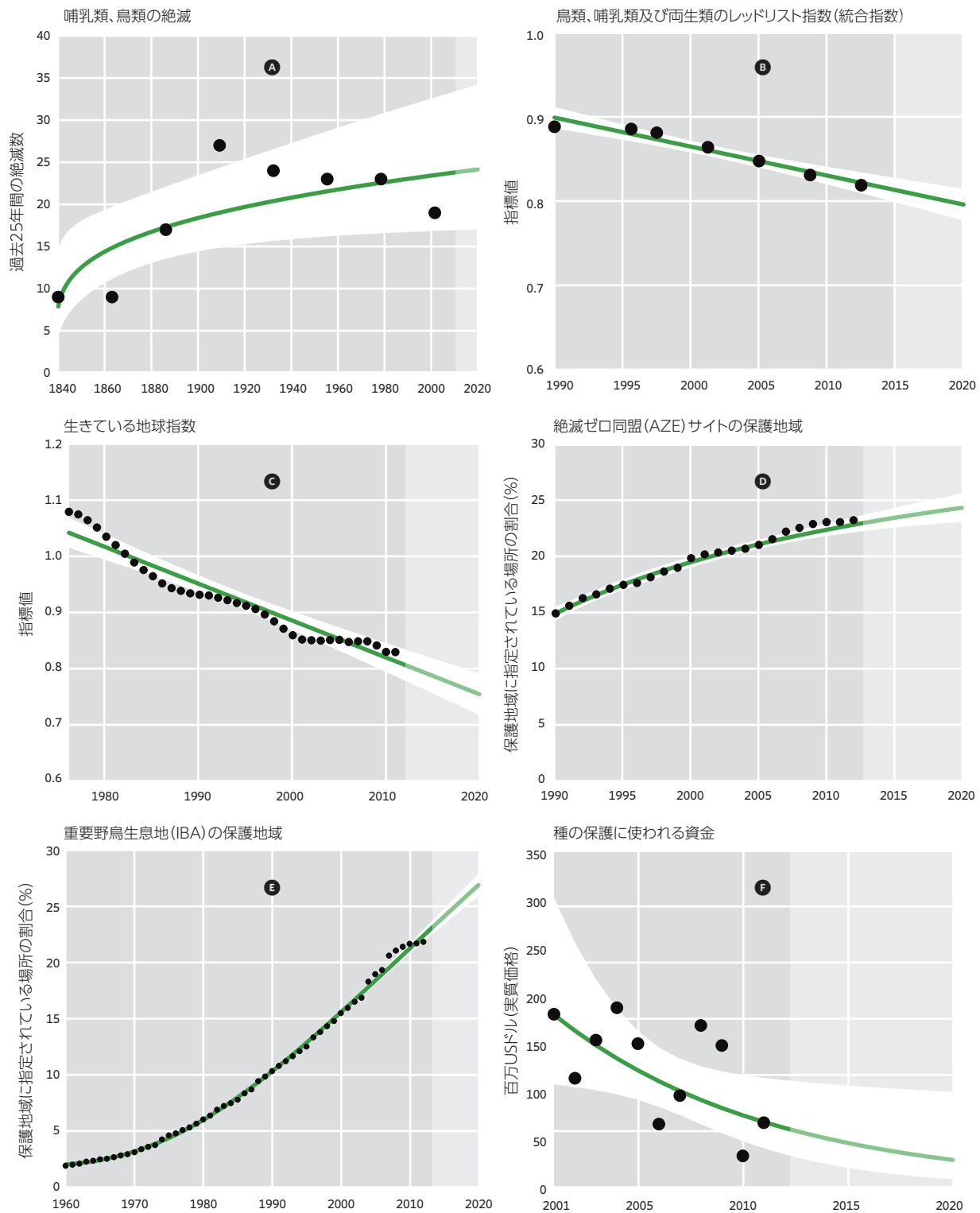


図 12.1. 種の絶滅、絶滅リスク及び保全状況の主要評価基準の近年の傾向と 2020 年までの予測（根本的なプロセスは一定と想定）

A 観測された鳥類及び哺乳類の絶滅数：増加傾向¹⁷⁹ **B** 鳥類、哺乳類、両生類及びサンゴ類の統合レッドリスト指数：絶滅に向かう動きの継続を示唆する大幅な減少 **C** 生きている地球指数：種の個体数の減少を反映した大幅な減少 **D** その保護によって既知の絶滅危惧種の絶滅が回避される絶滅ゼロ同盟サイト（AZE）の保護地域に指定されている場所の割合 **E** 重要野鳥生息地（IBA）：IBA の 75% は依然として十分に保護地域に指定されていないものの、将来の絶滅の回避に向けた進展を示唆する大幅な増加¹⁸⁰ **F** 種の保護のための資金：2010 年から 2020 年にかけての根本的な傾向に顕著な変化なし。実線はデータ取得期間に対応するモデルと推測（外挿）、点はデータポイント、白い帯は 95% 信頼区間を表す。



目標に向けて進捗を促す行動

GBO-4 で用いられた様々な根拠資料に基づくと、以下のような行動が効果的であり、より広範に適用された場合、目標 12 に向けた進捗を加速させるのに役立つであろう。種の絶滅リスクの減少は、いくつかの他の目標の達成に直接関連する行動の実施に大きく依存する。他の愛知目標にも寄与する場合はカッコ内に記す。

- 種の保全状況の評価に基づく、保全活動の対象とする種の特定と優先順位を設定する（目標 19）。
- 国、地域、世界における既存の種の保全状況評価における差異を解消する（目標 19）。
- 取引規制、飼育下繁殖、再導入等を介した、特定の絶滅危惧種を直接の対象とする具体的な保全活動を含む、種の行動計画を策定し、実施する。
- 絶滅危惧種の唯一の個体群が生息する場所といった、生物多様性にとって特に重要な場所に高い優先度を与える、より代表的でより良好に管理された保護地域システムを確立する（目標 11）。
- 生息地の喪失・劣化・分断化を減らし（目標 5）、劣化した生息地を積極的に回復させる（目標 15）。
- 漁業が海洋生態系及び非対象種に与える影響を考慮した漁業慣行を推進する（目標 6）。
- 特に、島嶼の生息種や世界的に分布域が狭い種の絶滅回避にとって重要である、侵略的な外来種や病原体を防除もしくは根絶する（目標 9）。
- 持続可能な土地利用慣行を通じて、生息地への負荷を軽減する（目標 7）。
- ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、CITES）の下で合意された活動等によって、国内取引または国際取引のために種が持続不可能な形で利用されることがないようにする、そして違法な殺害や取引を防止し、これらに由来する製品の需要を削減するための措置を講じる（目標 4）。



遺伝的多様性の保護

2020 年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む栽培植物、家畜動物及びその野生近縁種の遺伝的多様性が維持され、また、その遺伝的侵食を最小化し、遺伝的多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

目標の重要性

遺伝的多様性は、農業システムの回復力を高め、気候変動による影響の増大等変化する環境に適応するための方法を提供する。遺伝的多様性はまた、文化遺産の重要な構成要素でもある。この多様性を維持するためには、何千年もの間にわたり農業従事者によって育種されてきた多くの栽培植物や家畜の品種保全と、その形質が将来的な植物の品種改良に必要不可欠であり、ひいては食料安全保障を支えることになる作物の野生近縁種の保全が必要である。

目標に向けた進捗の概要

目標の要素（2020年まで）	状況
栽培植物の遺伝的多様性が維持される	
家畜動物の遺伝的多様性が維持される	
野生近縁種の遺伝的多様性が維持される	
社会経済的、文化的に貴重な種の遺伝的多様性が維持される	この要素の評価に必要な情報が不十分
遺伝的侵食を最小化し、遺伝的多様性を保護するための戦略が策定され、実施される	



最近の傾向、現状及び将来の予測

特に植物の遺伝資源の生息域外での収集は向上され続けており、また生産環境における遺伝資源の保全活動も強化されている¹⁸²。生育域外保全に関する主要な取組には、2014年に4700種を超える植物の種82万4,000粒以上を貯蔵したスヴァールバル世界種子貯蔵庫及び、現在3万3,000種を超える植物の種20億粒近くを貯蔵するミレニアム・シードバンク・パートナーシップ等がある。

分析した第5回国別報告書の約3分の2が、本目標の達成に向けて一定の進捗があったことを示している。CBDへの報告書に書かれている各国の行動は、栽培植物の遺伝的多様性の保全に集中しており、家畜または作物の野生近縁種の遺伝的多様性を保全するための措置に関する報告はわずかであった。各国が講じた措置の例としては、42万3,000が収蔵された中国の国立作物遺伝資源バンクや、1万2,800の野生種から10万8,000が収蔵された同国の南西部野生種遺伝資源バンク等がある¹⁸⁵。

多くの作物の遺伝的多様性が、伝統的な作物品種という形で農業の現場で維持され続けている。しかしながら、一般に遺伝子プールの縮小を促すような農業慣行及び市場の嗜好の変化に直面し、地域固有の品種の長期的保全を確実にできるようにするための支援は現在限られている。作物の野生近縁種は生育地の喪失や分断化及び気候変動によっていっそう脅かされているが、これら脅威に対処する保護地域や管理計画はほとんどない¹⁸⁶。伝統的な作物及びその野生近縁種の遺伝的侵食の程度は穀類が最大で、野菜、果物、ナッツ類、食用豆類がそれに続く¹⁸⁷。

家畜の遺伝的多様性も失われており、これまでに評価された8,200種の6分の1（16%）以上が絶滅の危機にある¹⁸⁸。近年の傾向に基づき、また現在の圧力が継続すると仮定すると、2020年までにこの割合はさらに大きくなると予測される（図13.1参照）。

遺伝的侵食や脆弱性の最小化と遺伝的多様性の保護のための国レベル及び国際レベルでの戦略や行動計画の策定に関しては、植物及び動物の遺伝資源のためのFAOの世界行動計画が、その枠組みを提供している¹⁸⁹。しかしながら、既存の保全措置には重大な欠落がある。

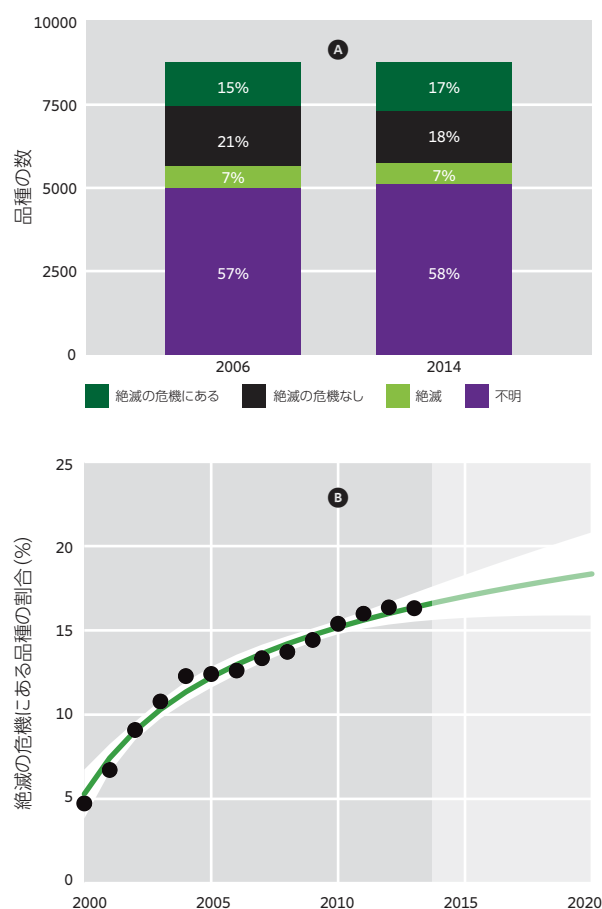


図 13.1.
A : FAO に報告された世界の陸生動物品種のリスク状況毎の割合¹⁹⁰と、**B** : 絶滅の危機にあると分類される品種の割合 (%) の推移と2020年までの予測（根本的なプロセスは一定と想定）。実線はデータ取得期間に対応するモデルと推測（外挿）、点はデータポイント、白い帯は95%信頼区間を表す。

目標に向けて進捗を促す行動

GBO-4 で用いられた様々な根拠資料に基づくと、以下のような行動が効果的であり、より広範に適用された場合、目標 13 に向けた進捗を加速させるのに役立つであろう。他の愛知目標にも寄与する場合はカッコ内に記す。

- 生息域内での遺伝的多様性の維持における、先住民及び地域社会、並びに農業従事者の役割認識と協力強化等を通じた、生産システムにおいて栽培植物や家畜動物の地方品種や在来品種を維持するための公共政策と奨励措置を推進する（目標 2、3、7）（Box13.1 参照）。
- 動植物の育種作業計画における、遺伝的多様性の活用と維持を強化し、遺伝的多様性の重要性

と食料安全保障への寄与についての意識向上を図る（目標 1、7）。

- 作物と家畜の野生近縁種保全を保護地域管理計画へ組み込み、野生近縁種の分布調査を実施し、保護地域ネットワークの拡大もしくは形成のための計画に当該情報を盛り込む（目標 11）。
- 試験管内保存を含む、動植物の遺伝資源のジーンバンク等、国及び国際レベルの生息域外保全に対する支援を維持する。



Box 13.1. 家族経営の小規模農場における伝統的な作物の多様性の維持

ある調査で、5大陸の27の作物種のデータが集められ、農場での作物品種の多様性の全体的な傾向が確認された。多様性、均質性、及び相違の測定の結果、農場では、伝統的な品種という形で、作物の遺伝的多様性が相当維持されていることが明らかになった。この調査は、一部の例では、将来の環境の変化や社会・経済的なニーズに対応するための保険として、多様性が維持されるかもしれないことを示唆していた。それ以外では、農業経営者は明らかに、現在の多様なニーズや目的に応える品種を選択していた。これは、小規模農場の多くが、農場において作物の遺伝的多様性を維持する主要な原動力として、作物品種について多様な戦略を採択することの重要性を浮き彫りにしている¹⁹¹。



戦略目標D

生物多様性及び生態系サービスから得られる
すべての人のための恩恵を強化する。

愛知目標





生物多様性は、食料、清浄な水、廃棄物の除去、極端な事象の影響の緩和といった、人間にとって不可欠な生態系サービスを支えるものである。生物多様性戦略計画は、生態系が人々にもたらす恩恵にかんがみ、人間の福利にとって特に重要なこれらの生態系を保護・回復する必要性について特別な関心が必要であると認めている。特に貧困層や弱者に対して様々なサービスを提供する多くの生態系が減少し続けていることから、この戦略目標を達成するためにはかなりの追加的行動が必要であることが示唆される。一方で、劣化した生態系を回復するために大きな前進がすでに実施されたり、計画されたりしており、遺伝資源へのアクセスから生じる利益のより衡平な配分を目指す名古屋議定書が、2014年10月12日に発効する。



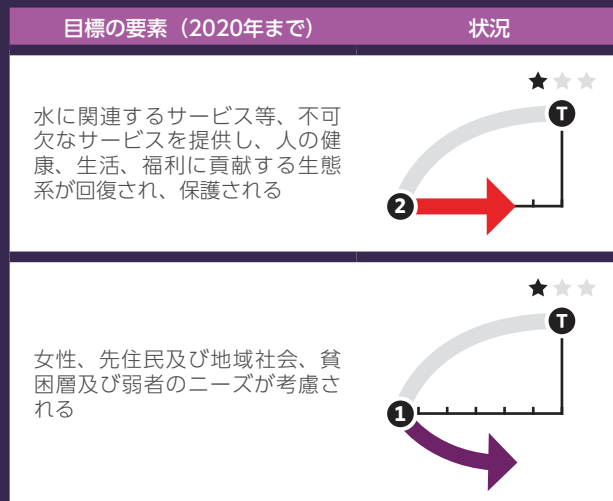
生態系サービス

2020年までに、水に関連するサービス等、不可欠なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献する生態系が、回復及び保護され、その際には女性、先住民及び地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。

目標の重要性

陸域、淡水及び海洋の生態系のすべてが様々な生態系サービスを提供している。しかしながら、一部の生態系は、毎日の物理的・物質的・文化的・精神的な需要を満たすための財とサービスを提供することで人の健康や福利に直接寄与するサービスを提供することから、特に重要である。本目標は、そのような生態系の回復や保護に特に焦点を当てた政策の必要性に注意を向けるものであり、生物多様性の保全と、持続可能な開発に関する目標や、貧困層・女性・先住民及び地域社会のニーズとを結びつけるものである。

目標に向けた進捗の概要



最近の傾向、現状及び将来の予測

湿地や森林といった、生態系サービスにとって重要な生息地の損失と劣化は継続している。最近の準世界的な評価からは、生態系が人に提供するサービスが世界的に減少する傾向にあることが確認されている。たとえば、英国全国生態系評価（2011 年）は、このようなサービスを提供する生態系の面積や状態の縮小・悪化を主因として、生態系サービスの 30% が低下していると結論づけている。しかしながら、そのような評価では、長期的には生態系サービスが改善するシナリオも特定されている¹⁹²。

海洋健全度指数（OHI）によって測定された海洋生態系の状態は、食料の供給、娯楽、沿岸保護、炭素貯蔵といった幅広いサービスによって人々のニーズに応えるその潜在能力に対して大幅に劣っている（Box 14.1 参照）¹⁹³。気候変動と関連する北極圏の海氷の減少は、北方の先住民及び地域社会にとって特別な課題となっている（Box 14.2 参照）。

多くの国が、都市部住民への水の供給といった不可欠なサービスを提供する生態系を保護するための行動を実施している（Box 14.3 参照）。しかしながら、この世界的な目標に明確に対処するための国内目標を設定している国はほとんどない。GBO-4 に向けて分析した最新の国別報告書の約 3 分の 2 では、本目標の達成に向けた一定の進展があったことが示されている。取られている措置としては、生態系に関する管理計画の策定、重要な流域の維持もしくはその管理計画の策定等がある。国別報告書では、女性、先住民及び地域社会、貧困層や弱者のニーズの考慮についての言及はほとんどなかった¹⁹⁴。

全体として、入手可能な証拠からは、この目標を 2020 年までに達成するための進展を示す兆候はほとんど見られない。先住民及び地域社会、女性、貧困層及び弱者にとって特に重要なサービスについては、間違った方向に進んでいるようだ。

Box 14.1. 海洋健全度指数（OHI）

海洋健全度指数は、10 の公共の目標（伝統的な零細漁業の機会、生物多様性、沿岸保護、炭素貯蔵、清浄な水、食料供給、沿岸域の生計と経済、天然の産物、場所の感覚、観光・娯楽）のポートフォリオを用いて、排他的経済水域（EEZ）内の海域の海洋生態系の全体的な状況を測定するものである¹⁹⁵。各目標は現状や傾向、それらへの圧力とそれらがもつ回復力について検討することで評価される。こうして得られた得点を平均化することで全体的な指数が決まる（各目標の重みは同じ）。2013 年の EEZ 内における海洋の指数は 100 点満点中 65 であり、重要なベンチマークとなっているほか、各目標について改善の余地が大いに残されていることが示唆された。指数は 41 から 94 まで、国によって大きく異なる。

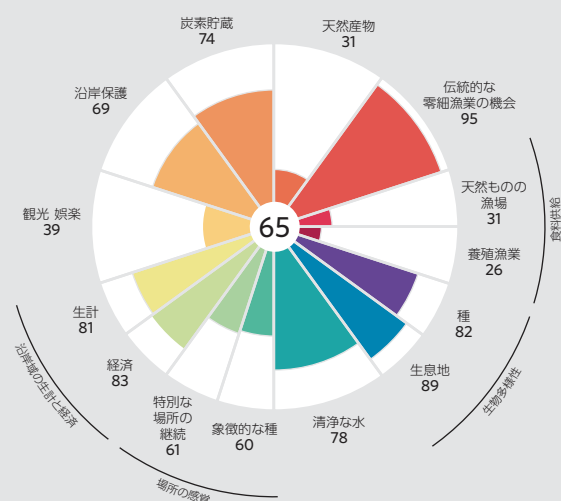


図 14.1. 海洋健全度指数のスコア（内円）と、個別の目標についてのスコア（色分けされた部分）。すべての国について世界的な分野別加重平均として示されている¹⁹⁶。

Box 14.2. 北極の海水の減少と生態系サービスに与える影響

海水の消失は、食物網全体にもたらす変化により、北極海における生物の構成要素に影響を与える。この変化は、海水に依存する藻類から、鳥類、魚類、海生哺乳類のほか、移動、食料、経済的な機会や文化的な活動について海水に依存する人間社会まで、あらゆるものに影響を及ぼす。

環境及び野生生物におけるこのような変化は、北方の人々の食の安全保障や野生動物と生息地の管理にも関係する。すでに、先住民が猟期を調整するといった適応が起こっている。しかし、先住民及び地域の人々が保有する環境に対する知識や信頼性は、急速な変化が進行している自然によって試されている。

海水生息地と関連する生物多様性の保護は気候変動と関係している。北極圏の生物多様性が直面する保全上の課題に十分に対処するために、国際協力がますます必要になっている¹⁹⁷。

目標に向けて進捗を促す行動

GBO-4 で用いられた様々な根拠資料に基づく、以下のような行動が効果的であり、より広範に適用された場合、目標 14 に向けた進捗を加速させるのに役立つであろう。他の愛知目標にも寄与する場合はカッコ内に記す。

- 社会的弱者がその健康や栄養、福利及び生計全般において直接依存している生態系や、災害リスクの低減に役立つ生態系に特に注意を払いつつ、生態系サービスの提供にとって特に重要な生態系を、関連ステークホルダーの関与を得て、必要に応じて総合的な評価手法や参加型の評価手法を用いて国レベルで特定する（目標 19）。
- 目標に向けた行動を促進するために、特に重要な生態系の状態や、生態系が提供する不可欠なサービスの状態のモニタリングを改善する（目標 19）。
- 生態系を破壊・分断・劣化させるようなインフラに対する有害な補助金やその他の形態の公的な支援を撤廃する（目標 2、3）。
- 不可欠なサービスを提供する生態系（湿地、サンゴ礁、河川、「給水塔」としての森林や山地等）に対する圧力を低減させるとともに、必要なところでは、その保護や回復を強化する（目標 5、6、7、8、9、10、15）。
- 先住民及び地域社会が保持している生態学的なシステム、プロセス及び利用に関する伝統的知識へ投資し、またそれらを活用し、持続可能な慣習的利用を促進する（目標 18）。



Box 14.3. 南アフリカにおける都市部の水供給を守るための河川の再生

南アフリカで2番目に大きい都市であるダーバン（環境省注：ズール語で eThekweni）は水の安全保障の大きな課題に直面している。ダーバンの水は主に、ウムゲニ川の集水域から来ているが、そこでは、工業及び集約農業が、廃水処理の失敗や水を大量に必要とする侵略性の植物と相まって、ダーバンに送られる水の量と質を危うくしている。同市の水・衛生局は、水施策局の KZN 地域事務所やウムゲニ・ウォーター社、uMgungundlovu 地区当局、Msunduzi 地方当局、南アフリカ国立生物多様性研究所（SANBI）等と共に、ウムゲニ川の集水域における水の安全保障の改善を目的とした生態系に配慮したインフラ投資にむけた連携・調整を促進するためのパートナーシップの設立を主導した。2013年に発足したウムゲニ・エコロジカル・インフラストラクチャ・パートナーシップは、36の政府や市民社会組織から構成され、そのうち17の団体が覚書に署名した。覚書に署名したのと同じ日、生態系に配慮したインフラを修復する3つの試験事業が開始された（パルミエット河川回復計画、ベインズ・スプルート*回復計画、セイブ・ミッドマー・ダム計画）。このパートナーシップから得られた教訓が、南アフリカの他の場所において、景観レベルでのパートナーシップを通じた、生態系に配慮したインフラの維持及び修復への投資への情報提供に役立っている¹⁹⁸。

注：スプルートとは、アフリカ南部で通例雨期だけ出現する小川。



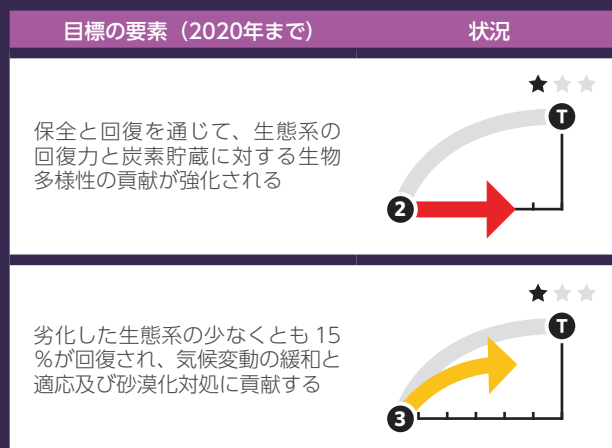
生態系の回復と回復力(レジリエンス)

2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15%の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び炭素貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

目標の重要性

生息地の消失、分断化及び劣化を、生態系の回復を通じて反転させることは、生物多様性の回復と炭素隔離の双方にとって絶好の機会となる。再生された景観や海観は、生態系や社会の順応能力等、回復力を高めることができ、気候変動への適応に貢献し、生態系サービスと人々への恩恵、特に先住民及び地域社会や農村の貧困層への恩恵を創出する。

目標に向けた進捗の概要



最近の傾向、現状及び将来の予測

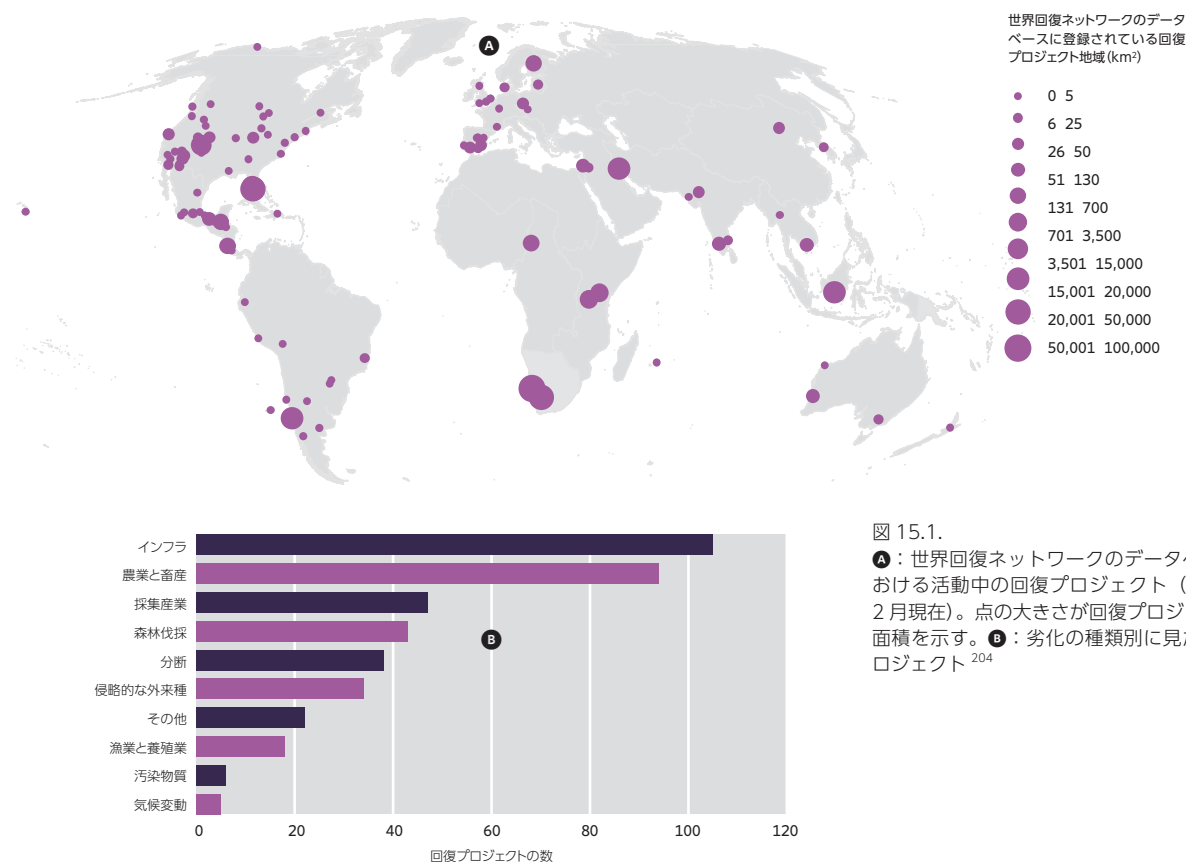
生態系の回復に関する科学と実践はここ数十年で大幅に前進し、例えば播く種子の選択や放牧管理、水、火災及び侵略的な外来種の管理における成功の可能性を大幅に高める様々なツールや技術が提供されている¹⁹⁹。

一部の枯渇もしくは劣化した生態系（とくに湿地や森林）の回復の取組が、時には、中国で見られるように非常に大がかりな規模で進行中である（Box 15.1 参照）²⁰⁰。多くの国や組織、企業が、広大な面積の再生を約束している（図 15.1 参照）²⁰¹。欧州、北米、東アジア等の地域における耕作地の放棄は、大規模な「受動的な自然再生」を可能にしつつある（Box 15.2 参照）。

多くの国が生態系の回復に関する目標を設定している。たとえば、ベルギー、ベラルーシ、ブラジル、ドミニカ、日本、マルタ、英国及び EU が、劣化した土地の少なくとも 15% を回復させるという目標

を設定した。一方で、オーストラリアは 2015 年までに、イラクは 2020 年までにそれぞれ 10 万 ha を回復させるという目標を掲げている。ナミビアは、2022 年までに優先地域の 15% を回復させることを目指している²⁰²。GBO-4 に向けて評価した国別報告書の約 4 分の 3 が、本目標の達成に向けてある程度進展していることを示している²⁰³。

現在実施または計画されている様々な取組を組み合わせることで、私たちは劣化した生態系の 15% の回復に向けた軌道に乗ることができのかもしれないが、現在の軌道のままで 2020 年までに本目標が達成できるかどうかは、評価が難しく、確信は持てない。回復や保全のための取組にもかかわらず、世界の主要な炭素貯蔵源である森林は依然として純減を示しており、本目標のこの要素については、全体として進展しているとは言えない。



Box 15.1. 中国における生態系の再生

中国における砂漠化、砂嵐及び洪水は、中国の2大河川である長江及び黄河の上流部を含む中国の広範囲な土地の劣化によって引き起こされてきた²⁰⁵。パイロット事業は1999年に開始され、その後、自然林資源保全計画や農地の森林への復元計画等に拡大された。これらの重要な生態学的プロジェクトには800億米ドル以上が投入されてきた。自然林の大部分で伐採が禁止されたほか、25度以上の傾斜がある耕作地については、階段状にするか浸食から守る植生で回復させることが義務付けられている²⁰⁶。農地の損失に対する補償として、農業従事者は助成金と穀物を受け取るほか、回復された森林や牧草地から生じる利益をすべて受け取ることができる²⁰⁷。

2001年以降、主要プロジェクト地域の生態学的な状況は改善した。全国の森林資源は、48万2,000km²の森林再生に伴って増加の一途をたどり、森林被覆も10年前に比べて23%増加した。現在の森林被覆率は20.4%に達しており、10年前から4%ポイント増加している。森林保護区は137億2,000万m³に達し、10年前より20%以上増加している。これらのプロジェクトは、生息地の回復を強化したほか、野生種の個体数の増加にも寄与した²⁰⁸。

しかしながら、地域住民は環境再生の必要性を認識しているものの²⁰⁹、同国の補助金が撤廃されれば一部の生息地は劣化する可能性があるという兆候がある。

目標に向けて進捗を促す行動

GBO-4で用いられた様々な根拠資料に基づくと、以下のような行動が効果的であり、より広範に適用された場合、目標15に向けた進捗を加速させるのに役立つであろう。他の愛知目標にも寄与する場合はカッコ内に記す。

- 脆弱な場所（河道、沿岸、傾斜地、丘の頂上等）における在来の植生の保護及び必要な場合には回復を提供し、生態学的なつながりを強め、さらに必要に応じ、最小限の在来植生地域を指定することができる、土地利用の地図作成や計画のための包括的な手法を策定する（目標5、目標11）。
- 先住民及び地域社会等による現在の土地利用を十分に考慮した上で、劣化の激しい生態系、生態系サービスや生態学的つながりによって特に重要な場所、農地利用やその他の人的利用の放棄が進んでいる場所等を含め、自然回復のための機会や優先地域を特定する（目標14）。
- 環境に関する許可手続きや、湿地ミティゲーション・バンク等の市場手段、生態系サービスへの支払い制度、市場に基づかない適切なメカニズム（目標2、目標3）。
- REDD+メカニズム等の、国または民間の支援を受けた受動的及び能動的な植林プログラムを通じた、炭素隔離への生物多様性の寄与を増加させる
- 可能な場合には、所得創出と再生活動を結び付けることで、再生活動を経済的に存続可能なものにする（目標2、目標3）。
- たとえば近隣地域における農地や放牧地の生産性の持続可能な増加のための支援を提供したり、雇用を創出したりすることによって、大規模な自然再生の推進と地域社会の長期的な社会経済的ニーズの充足とを同時に達成することを目的とした、ステークホルダーの関与を伴う統合的な景観手法を推進する（目標7）。

Box 15.2. 欧州における耕作地放棄及び再自然化²¹⁰

欧州の景観には数千年にわたって人間が圧力をかけてきた跡がある。過去数十年間に、世界規模で市場の競争が激化するにつれ、生産性が低く耕作が難しい地域の欧州の農業経営者にとって、農業は採算の合わないものになった。これが 20 世紀半ば以降の農村の大幅な過疎化につながり、人里離れた地域における「人口減少の輪」を加速させ、これを抑制したのは欧州農業共通政策の補助金システムのみであった。1990 年から 2000 年の間に、50 万ヘクタール近くが農地から（半）自然地向へと転換された。将来のシナリオでは、人里離れた地域の高齢化する農村人口は置換されないで、欧州の半自然な草原及び山間地にある農地の縮小が進むと予測されている。2030 年までに 27 の EU 加盟国の農地全体の最大 15% がさらに減少すると予測するシナリオもあり、先進国で 2050 年までに主要食用作物栽培用地の最大 20% が失われるとする予測と一致する。放棄が予測される場所は主に山間地であるが、より一般的には、欧州中部、ポルトガル北部及びスカンジナビア半島南部においても予測される（図 15.2 参照）。

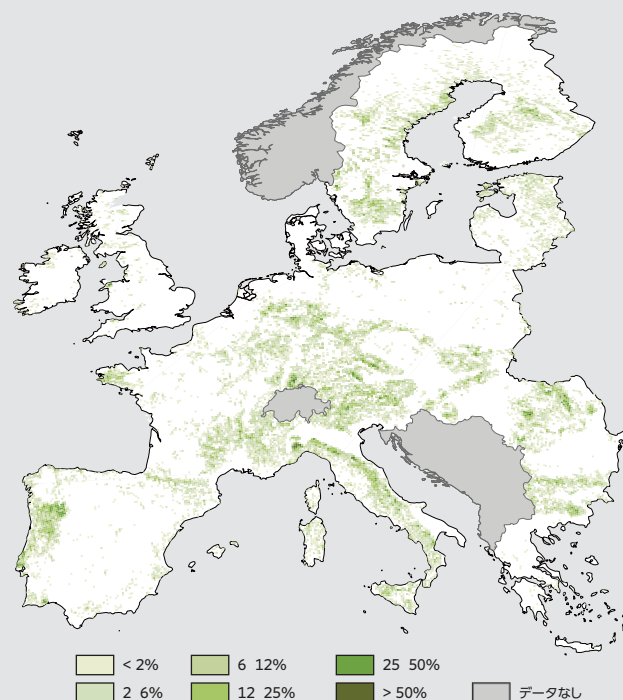


図 15.2. 2000 ～ 2030 年に農地から森林もしくは半自然生息地に移行すると予測される地域。数字は 100 km のグリッドセル毎の割合 (%) ²¹¹

再自然化は、自然な生態学的遷移を回復させ、自立的な生態系と生態的過程につながることを目指すものであり、自然のプロセスに基づく保全手法を重視する。欧州の耕作地のほとんどは、放棄されてから（半）自然な状態に移行するまでに 12 ～ 20 年を要するが、40 年以上を要する場合もある。森林が優占するまでには、それからさらに 15 年、ときには 50 年以上が必要となる。さらに、農業の撤退により、種の侵略や火災に対して土地が脆弱になる可能性がある。こうした「受動的な再生」についての制約は、その土地に特化した種子バンクの設立、もしくは草食動物や計画的な火入れ等の攪乱因子の再補強もしくは再導入等、積極的な措置を放棄後の早い段階に実施することで克服できる。

近年のレビューでは、土地の放棄及び再自然化の恩恵を受ける動物として鳥類 60 種、哺乳類 24 種、及び無脊椎動物 26 種が特定される一方、101 種の不利益を被る種も特定された。欧州では現在、野生動物が戻ってきており、多くの地域で局所的に絶滅しているスペインアイベックス、ヘラジカ、ノロジカ、アカシカ、イノシシ、キンイロジャッカル、ハイイロオオカミのような欧州の大型動物種が確認されている。しかしながら、土地の放棄はカオジロガン、シュバシコウ、ヒメチョウゲンボウ、セーカーハヤブサ、ヒゲワシ、カタシロワシのような鳥類にとって脅威であること確認されている。それでも、農地に関する種に再自然化が及ぼす影響は、これらの種の代替生息地への適応及び地域規模での生息地のモザイクの維持によって緩和される可能性が高いだろう。



遺伝資源へのアクセスと 遺伝資源から生じる利益の配分

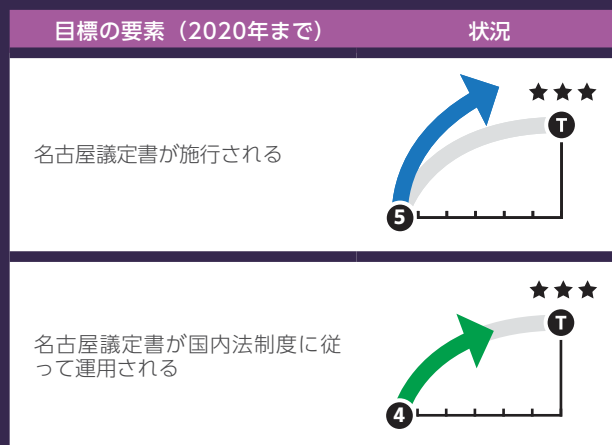
2015 年までに、遺伝資源の取得の機会（アクセス）及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

目標の重要性

遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分は、生物多様性条約の 3 つの目的の 1 つである。2010 年に採択された名古屋議定書は、この目的を履行するための透明性のある法的な枠組みを提供する。名古屋議定書は、締約国に対してアクセス、利益配分及びコンプライアンスに関する措置を義務づけることによって、遺伝資源と遺伝資源に関係する伝統的知識のほか、遺伝資源の利用から生じる利益を対象としている。名古屋議定書の発効と各国によるその運用は、生物多様性

戦略計画の実施と条約の 3 つ目の目的の達成にとって重要な目標である。

目標に向けた進捗の概要



最近の傾向、現状及び将来の予測

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書は、生物多様性条約の51の締約国²¹²による批准を受け、2014年10月12日に発効する（図16.1参照）。このため、本目標の構成要素は期日に先立ち達成された。名古屋議定書の発効は、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分のための新たな機会となる。

名古屋議定書の原則に従った合意についての例はすでに存在しており、そこでは、遺伝資源の提供者が遺伝資源の利用から生じた利益を享受している。他にも、地元の動植物種に関する伝統的な知識の利用に由来する製品やサービスの開発から生じる利益を先住民及び地域社会に提供する、アクセス及び利益の配分に関する合意の事例が存在する（Box 16.1参照）。

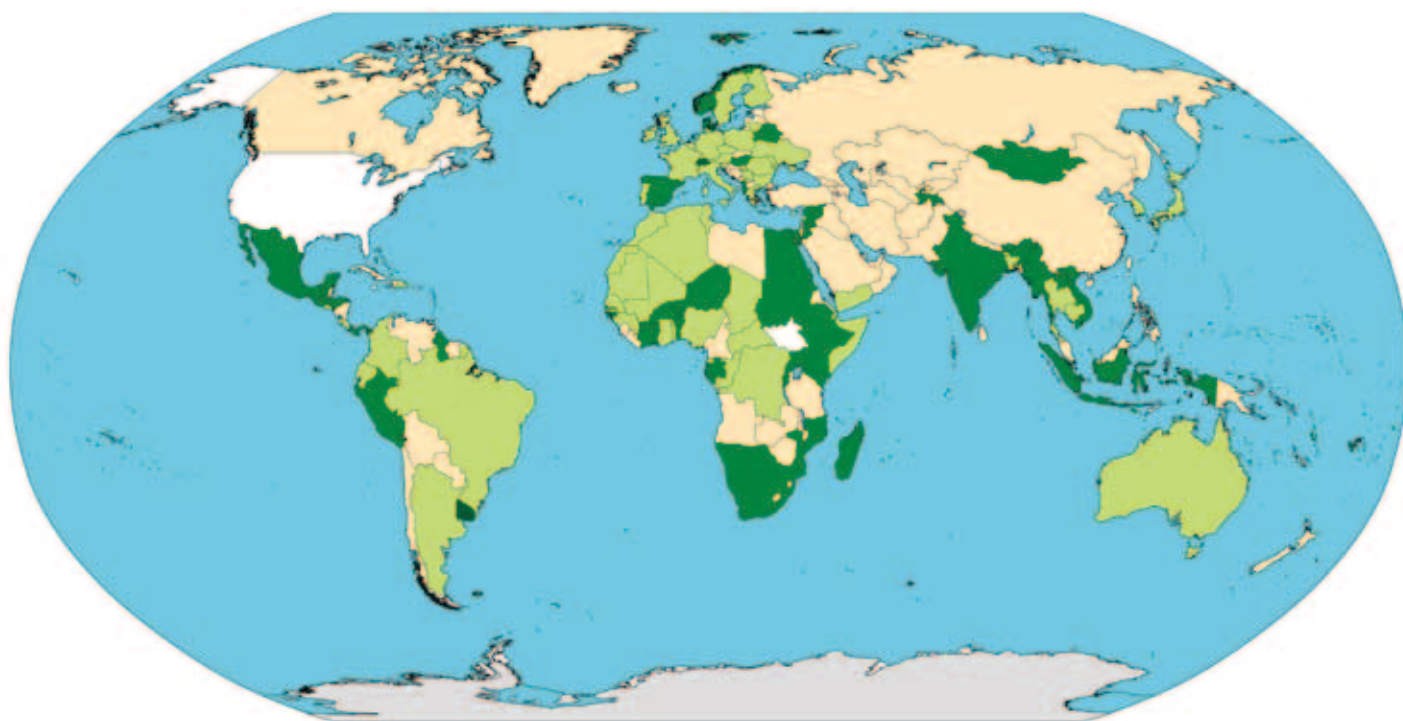


図 16.1 2014年7月14日までに名古屋議定書を批准、承認、もしくは加盟したことで発効を可能にした生物多様性条約締約国（深緑）もしくは署名した締約国（薄緑）。

Box 16.1. アクセスと利益配分の実例—クック諸島における伝統的な骨折治療法の研究

クック諸島出身の医学研究者であるグラハム・マシーソン博士は、同氏のコミュニティーの人々や友人及び家族が、骨折の治療に伝統的に植物由来抽出物を塗布したり、その他の医療・治療を行ったりしていることを観察した。2003年、マシーソンは、これらの植物抽出物をベースにした医療・治療法、化粧品への応用に関する調査及び商業化の可能性のための提案を作成し、先住民を代表する公認の団体 Koutu Nui と利益配分に関する合意を締結した。これが Koutu Nui も株主である CIMTECH 社の設立につながった²¹³。

Koutu Nui の株式保有の価値は少なくとも 15 万ドルと見積もられる。CIMTECH 社の研究収益はオーストラリア政府からの助成金 26 万 4,000 ドル、ニューサウスウェールズ大学からの奨励金 7 万 4,000 ドル等である。また、クック諸島における 12 名のパートタイム従業員の雇用、56 万ドルという初期投資（2010 年）、さらに研究開発のための 80 万ドル（2011 年）もある。このプロジェクトはラロトンガにある実験・処理施設や、販売、マーケティング、及びスパやホテルでの製品の利用を含む観光を通じ、地元経済に貢献することが期待されている。

マシーソン氏及び CIMTECH 社は、骨及び軟骨の治療、外傷の治療、及びスキンケアという 3 つの別個の分野を対象とした多くの特許を申請している。精油溶液の予備的な生産と加工が開始されており、Te Tika と呼ばれるスキンケア商品ブランドが発売された²¹⁴。

目標に向けて進捗を促す行動

- 以下のような行動が、目標 16 の完全な達成を支援するであろう。
- ABS クリアリングハウスを通じて各国の情報を提供する（Box16.2 参照）。
- 名古屋議定書への完全な参加を確実に実現するため、議定書の批准・受諾・承認・加盟の文書をまだ寄託していない国が、できるだけ早く寄託する。
- 先住民及び地域社会並びに民間セクターとの協働等により、啓発や能力構築の活動を実施する。
- 2015 年までに、名古屋議定書を実施するための法的、行政的もしくは政策上の措置や制度的組織を導入する。

Box 16.2. アクセスと利益配分（ABS）クリアリングハウス

名古屋議定書の 14 条は、条約のクリアリングハウス・メカニズムの一部として ABS クリアリングハウスを設置する。条約事務局は現在、ABS クリアリングハウスの試験段階を実施中である。ABS クリアリングハウスは、ひとたび完全に運用されるようになると、締約国が、関連する法的、行政的及び政策上の措置、各国の政府窓口及び国内の権限のある当局、許可書もしくはそれに相当するもの等といったアクセスと利益配分に関する情報を共有するための手段となる。ABS クリアリングハウスは、法的な確実性と透明性を強化し、遵守を促進する上で鍵となる役割を果たすであろう。名古屋議定書の発効までに ABS クリアリングハウスが完全に機能することが、議定書の運用に不可欠であり、愛知目標 16 の達成に大きく寄与するだろう²¹⁵。



戦略目標E

参加型計画立案、知識管理及び能力構築を通じて
実施を強化する。

愛知目標





戦略計画 2011-2020 のこの目標は、他の愛知目標に効果的に取り組めるようにする環境の醸成を目的とする。この点において、重要かつ必要なステップは、生物多様性国家戦略及び行動計画 (NBSAP) の策定と改定であり、大部分の国が目標期日である 2015 年までに完了予定である。しかしながら、この計画の実施の程度については今後の検証を待つ必要があり、愛知目標を国家レベルで現実のものとするための手段として NBSAP を利用することが極めて重要になるだろう。伝統的知識の尊重や生物多様性に関する行動への取り入れの状況についても、依然として変動があり、一部の指標では先住民言語の消滅によって文化的多様性の侵食が継続していることが示唆されている。生物多様性に関するデータや情報、知識の共有や利用においては重要な進展があったが、このような知識を共有し利用するための能力が依然として障害となっている。戦略計画全体に関して最も懸念されることは、その実施のために充てられる資金が増加する兆候が全く見られないことである。



生物多様性戦略と行動計画

2015 年までに、各締約国が、効果的で参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

目標の重要性

NBSAP は、生物多様性条約とその締約国会議における決定を各国での行動に移すためのカギとなる手段である。そのため、この目標の達成は、すべての愛知目標の達成を促進することになるだろう。

目標に向けた進捗の概要



最近の傾向、現状及び将来の予測

194 の生物多様性条約締約国のうち、179 カ国は NBSAP を策定しており、そのうち少なくとも 57 カ国が現在まだ策定中である。締約国は現在、生物多様性戦略計画 2011-2020 に沿って、自国の NBSAP を改定中である。2014 年 8 月 1 日までに 26 カ国が改定を完了した。情報が入手可能なその他の締約国については、その 40% 以上が 2014 年 10 月までに NBSAP の策定を完了すると見込まれており、2015 年末までには約 90% に達する見込みである。したがって、本目標のこの要素については、期日までにほぼ達成される見込みである。

しかしながら、改定された NBSAP のうち入手可能なものが締約国会議（COP）で定められたガイダンスに十分に則っているかという点についてはばらつきがある。各国による改定 NBSAP の実施状況にも同様にばらつきがあり、目標中のこれらの構成要素については、進展しているという報告はできるものの、2015 年までには目標達成できないと思われる。



Box 17.1. NBSAP 改定プロセスの例

日本 2012 年 9 月に第 5 次 NBSAP が閣議決定された。省庁間の委員会が改定 NBSAP の案を作成し、中央環境審議会が NGO、企業及び地方自治体を含む各部門にインタビューを実施したほか、案についての地方説明会も開催された。最終化に先立ち、案に対するパブリック・コメント募集が行われた。

スリナム 2013 年 2 月に改定 NBSAP が最終決定されたが、これは 6 年前に策定された生物多様性国家戦略がベースになっている。労働・技術開発・環境省、施設計画・土地森林管理省、農業・畜産・漁業省を含む様々な省庁が策定に関わった。提案されている行動の妥当性及び実行可能性について様々な部門の専門家と協議が行われた。最終決定に先立ち、検証のためのワークショップが開催された。

カメルーン NBSAP 改定プロセスの一部として、同国は、とりわけ前回の NBSAP と現在の国内の状況の間のギャップの分析、カメルーンにおける生物多様性の喪失の原因と結果の特定、生物多様性に対する NGO の具体的な貢献に関する調査を行う研究及び現状調査を行った²¹⁸。

目標に向けて進捗を促す行動

以下の行動が、目標 17 の完全な達成を可能にすると考えられる。

- NBSAP が、先住民や地域社会を含む国じゅうの幅広い権利者及びステークホルダーの関与を得て、開かれた協議的かつ参加的なプロセスを通じて策定されるようにする。
- NBSAP が、政府全体に認められた効果的な政策手段として確実に採用されるようにする。
- すべてのステークホルダーの参加を得て、対応する指標やモニタリングのためのメカニズムとともに国内目標を設定したり、NBSAP がひとたび策定されて実施されている間にも常に見直しを行ったりすることにより、NBSAP が確実に最新かつ生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標に沿ったものであるようにする。
- 省庁間や部門間の調整のためのメカニズムや、必要な人的資源と財源を確保するためのメカニズム等、NBSAP を実施するために必要な制度的な機構が確実に整備されるようにする。

表 17.1. ㉠ NBSAP を策定及び改定した国の数と ㉡ 改定された NBSAP の有効性（2014 年 7 月 27 日現在）

n=194		NBSAP
NBSAP を 1 回以上策定したことがある締約国		179
NBSAP を策定したことがない締約国		15
㉠	NBSAP を 1 回以上改定したことがある締約国	45
現在、NBSAP で 2014 年もしくはそれ以降までの目標を掲げている締約国 ²¹⁶		57
2010 年以降に採択された NBSAP をもつ締約国		26

n=26			NBSAP の有効性
	国別目標を含むよう NBSAP を改定した	はい	22
		いいえ	4
㉡	国別目標と愛知目標とを明確に関連づけるよう NBSAP を改定した		8
	指標を含むよう NBSAP を改定した ²¹⁷	はい	10
		いいえ	10
	NBSAP がモニタリング制度によって支えられている（あるいは支えられる予定）		21

